

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保つつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成27年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号15HP8021の交付を受けて作成しています。

株式會社丸神運送店定款

第一章 總 則

第壹條 當會社ハ運送取扱業竝之ニ附隨スル營業及出資ヲ以テ

目的トス

當會社ハ株式會社丸神運送店ト稱ス
當會社ハ本店ヲ大阪市ニ設置ス

當會社ノ公告ハ本店店頭ニ掲示シテ之ヲ爲ス

第二章 資本金及株式

當會社ノ資本金額ハ金拾五萬圓トシ之ヲ參千株ニ分チ

壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

株金ハ第壹回ニ於テ壹株ニ付金拾貳圓五拾錢ヲ拂込ミ
第壹回以後ノ拂込方法ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定

ム
當會社ノ株式ハ總テ記名式トシ・拾株券ノ壹種トス

當會社ノ株式ハ取締役會ノ承認ヲ經ルニ非ラサレバ之

第廿八條 第廿七條 第廿六條 第廿五條 第廿四條 第廿三條 第廿二條 第廿一條 第廿條

第九條

ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得サルモノトス
毎決算期ノ翌日ヨリ其ノ期ノ定期總會ヲ終了スルマテ
株式名義ノ書換ヲ停止ス

第十條

株主ハ住所及印鑑ヲ當會社ニ届出ツヘシ其ノ變更アリ
タルトキ亦同シ

第參章 株 主 總 會

第十一條

當會社ノ定期總會ハ毎年參月及九月ノ貳回ニ之ヲ開ク

第十二條

株主カ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使セムトスルトキハ其
ノ代理人ハ當會社ノ株主タルコトヲ要ス

第十三條

總會ノ議長ハ取締役中ノ一人之ニ任ス

第十四條

株主總會ノ決議權ハ株式壹個ニ付壹個トシ其ノ決議ハ
出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナ
ルトキハ議長之ヲ決ス但シ議長ハ其所有株式ノ議決權
ヲ行フコトヲ妨ケス

第十五條

總會ノ議事ハ其ノ要領ヲ議事錄ニ記載シ議長及出席株
主貳名之ニ記名調印シ當會社ニ保存ス

第四章 役 員

第十六條

當會社ノ取締役ハ八名以内監査役ハ參名以内トス

第十七條

取締役ハ五拾株以上ノ株主中ヨリ監査役ハ一般株主中
ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ任期ハ各貳箇年トス
但シ満期再選ヲ妨ケス

第十八條

取締役會ニ於テ取締役中ヨリ專務取締役及常務取締役
各壹名ヲ選任スルコトヲ得

第十九條

專務取締役又ハ常務取締役ハ當會社全般ノ社務ヲ執行
ス

第二十條

當會社本支店若ハ營業所ニ支配人ヲ選任スル場合ハ
締役會ノ決議ヲ要スルモノトス

第二十一條

取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ定ム

第二十二條

取締役ハ其ノ所有ニ係ル當會社ノ株式五拾株ヲ監査役
ニ供託スルコトヲ要ス

第貳拾參條

取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フモノトス但シ法定數ヲ缺カサル場合ハ次ノ株主總會迄延期スルコトヲ得補缺選舉ニヨリ就任シタル取締役又ハ監査役ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第五章 計 算

第貳拾四條

當會社ノ決算ハ毎年貳月末日及八月末日ノ貳回トス

第貳拾五條

決算毎期ノ總收入金ヨリ營業上ノ諸經費及損失金ヲ控除シタルモノヲ利益金トシテ取締役會ニ於テ配當案ヲ作成シ監査役ノ意見ヲ添ヘ株主總會ニ提出シ承認ヲ經

ルヲ要ス